

第6期庄内町障がい福祉計画
第2期庄内町障がい児福祉計画

令和3年3月

庄内町

第6期庄内町障がい福祉計画

目 次

◆第6期庄内町障がい福祉計画◆

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	1
第3節 計画の期間	2
第4節 計画における障がい者の定義	3

第2章 障がいのある方を取りまく現状

第1節 障がいのある方の状況

1 障がい者全体の状況	4
2 身体障害者手帳所持者の状況	5
3 療育手帳所持者の状況	6
4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	7
5 医療給付の状況	8
6 手当の支給状況	10
7 障がい児の就学状況	10
8 障がい者の雇用状況	11

第3章 第5期庄内町障がい福祉計画の進行管理表

第1節 障がい福祉サービスの支給決定・受給状況	12
第2節 第5期障がい福祉計画の進捗状況	13
第3節 地域生活支援事業の実施に関する事項	18

第4章 第6期障がい福祉計画の成果目標

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行	21
第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	21
第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	21
第4節 福祉施設から一般就労への移行等	22
第5節 相談支援体制の充実・強化等	23
第6節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築	23

第5章 障がい福祉サービスの見込み量及び確保のための方策

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

第1節 実施する事業の内容	28
---------------	----

第2節	各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方 及び見込み量	29
第3節	必要な見込み量の確保のための方策	30

第7章 計画の進行管理

第1節	点検及び評価体制	31
第2節	成果目標と活動指標について	31
第3節	計画の普及・啓発	31

◆第2期庄内町障がい児福祉計画◆

第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の趣旨	32
第2節	計画の位置づけ	32
第3節	計画の期間	32

第2章 第1期庄内町障がい児福祉計画の進行管理表

第1節	児童福祉法による障がい児サービスの支給決定・受給状況	33
第2節	第1期障がい児福祉計画の進捗状況	33

第3章 第2期障がい児福祉計画の成果目標

第1節	児童発達支援センターの設置	36
第2節	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	37
第3節	重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び 放課後等デイサービスの確保	38
第4節	医療的ケア児に対する協議の場の設置及び 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	38

第4章 障がい児福祉サービスの見込み量及び確保のための方策

第5章 計画の進行管理

第1節	点検及び評価体制	41
第2節	成果目標と活動指標について	41
第3節	計画の普及・啓発	41

◆資料◆

町内障がい福祉事業所一覧（順序不同）	42
庄内町保健医療福祉推進委員会委員名簿	43
計画策定の主な経緯	44

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町では、「第3期庄内町障がい者計画」において掲げる基本理念「みんなが互いに支え合い、自立して自分らしく、安全に安心して暮らせるまちづくり」を目標に、「第5期庄内町障がい福祉計画」を策定し、各種施策の推進に取り組んできました。

現計画が令和2年度に最終年度を迎えることから、各年度のサービス見込量について達成状況の点検・評価を行い、その結果や障がい者を取り巻く様々な環境の変化を踏まえつつ内容を見直し、令和3年度から令和5年度までの「第6期庄内町障がい福祉計画」を策定するものです。

本計画は、障がいをお持ちの方が生涯を通じて自立した生活を送ることができるよう、必要とされる障がい福祉サービスや相談支援が、身近な地域において受けられる体制の確保と円滑な実施について定めるものです。

なお、障がい児支援の提供体制の整備等については、「児童福祉法」において、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応する支援の充実を図るため「市町村障がい児福祉計画」の策定が義務づけられていることから、「第2期庄内町障がい児福祉計画」を別編にて策定するものです。

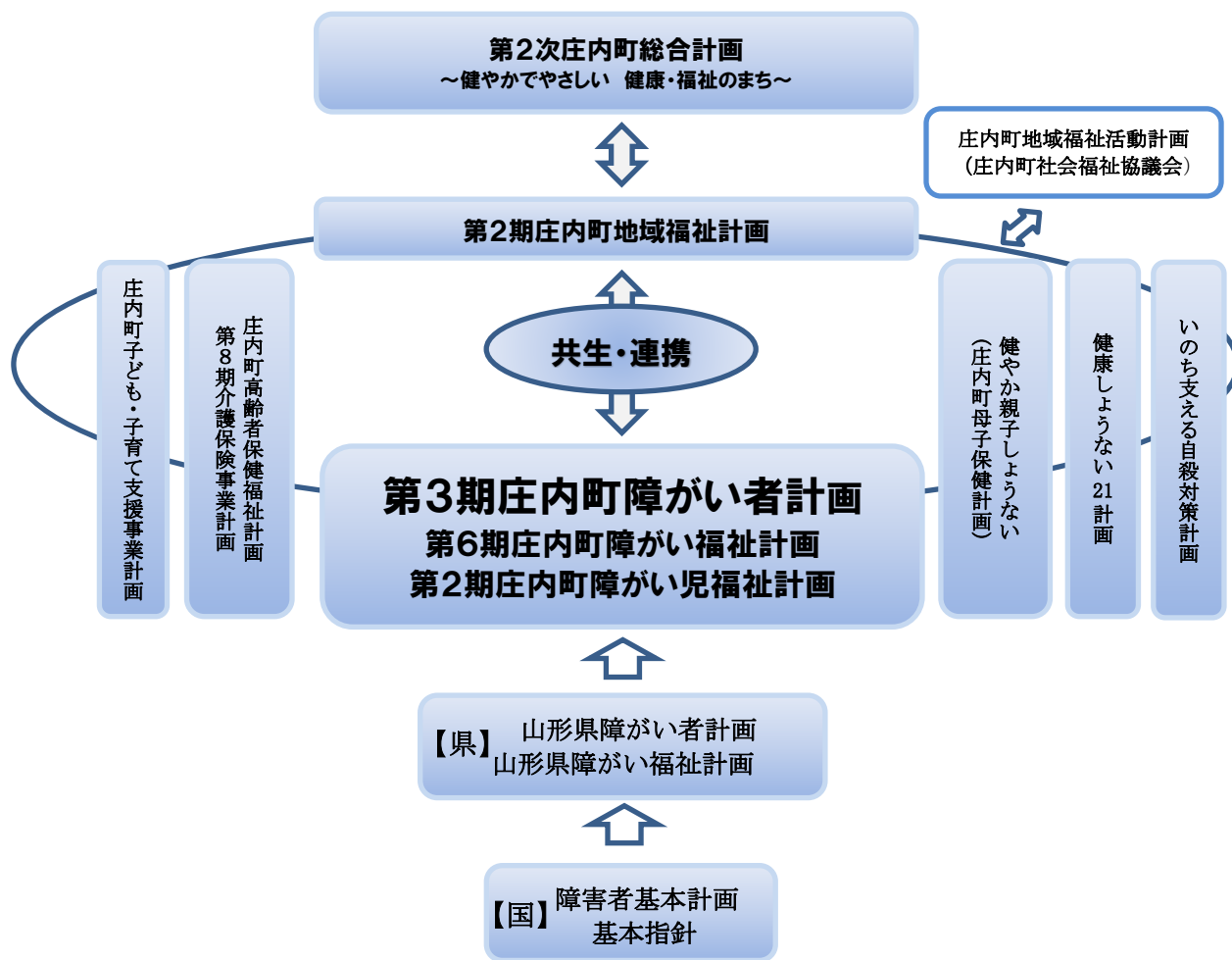
【障害福祉計画・障害児計画における国の基本的理念】

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

第2節 計画の位置づけ

「第6期庄内町障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「障害福祉計画」として、国の定める基本指針に基づき、地域において必要な「自立支援給付」、「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供できるよう、令和5年度末までの障がい福祉に関する成果目標を設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス量を見込み、必要なサービスの提供体制を確保し障がい施策を推進する取組を定めるものです。

また、様々な分野の取組を総合的、一体的に進めるため策定された「第2次庄内町総合計画」を踏まえつつ、「庄内町地域福祉計画」を土台とし、「第3期庄内町障がい者計画」や共通の基本理念をもつ各分野の関連する個別計画との整合性を図りながら策定するものです。



第3節 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

なお、計画の実効性を確保するため、障害者総合支援法第88条の2により、定期的に計画の達成状況を調査、分析及び評価することとされており、サービスの見込量については、毎年度、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等を行うこととします。

平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第3期庄内町障がい者福祉計画					
見直し					
庄内町障がい福祉計画（第5期） 庄内町障がい児福祉計画（第1期）		庄内町障がい福祉計画（第6期） 庄内町障がい児福祉計画（第2期）			
見直し					
見直し					

第4節 計画における障がい者の定義

本計画における障がい者の定義は、障害者基本法第2条第1項及び障害者総合支援法第4条並びに児童福祉法第4条第2項に基づき、18歳未満の障害児を含み、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）、難病及びその他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※社会的障壁の定義

障害者基本法第2条第2項に基づき、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」とします。

● 「障がい」の表記について ●

障がいの「がい」の表記については、法律名や条文、固有名詞で漢字が使われている場合や、「障害物」といった物を指す場合は漢字の「害」の表記とし、それ以外はひらがなで表記することとします。

第2章 障がいのある方を取りまく現状

第1節 障がいのある方の状況

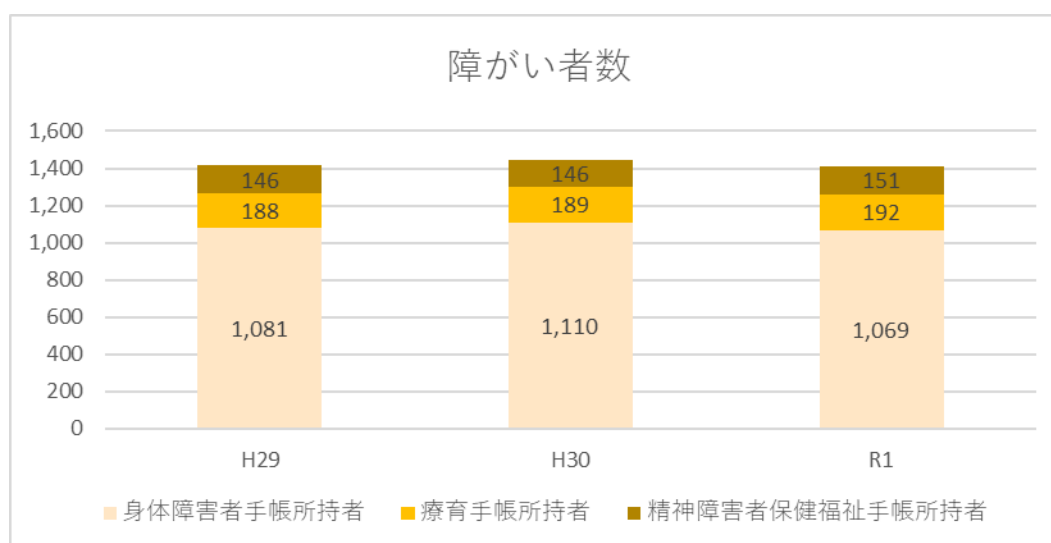
1 障がい者全体の状況

本町における障がい者の総数は、令和2年3月31日現在で1,412人となっており、内訳は身体障害者手帳所持者が1,069人、療育手帳所持者が192人、精神障害者保健福祉手帳所持者が151人です。

【障がい者数】 各年度3月31日現在(単位：人)

区 分	H29	H30	R1
身体障害者手帳所持者	1,081	1,110	1,069
身体障がい児(18歳未満)	13	16	15
身体障がい者(18歳以上)	1,068	1,094	1,054
療育手帳所持者	188	189	192
知的障がい児(18歳未満)	23	24	24
知的障がい者(18歳以上)	165	165	168
精神障害者保健福祉手帳所持者	146	146	151
合 計	1,415	1,445	1,412

資料：保健福祉課



2 身体障害者手帳所持者の状況

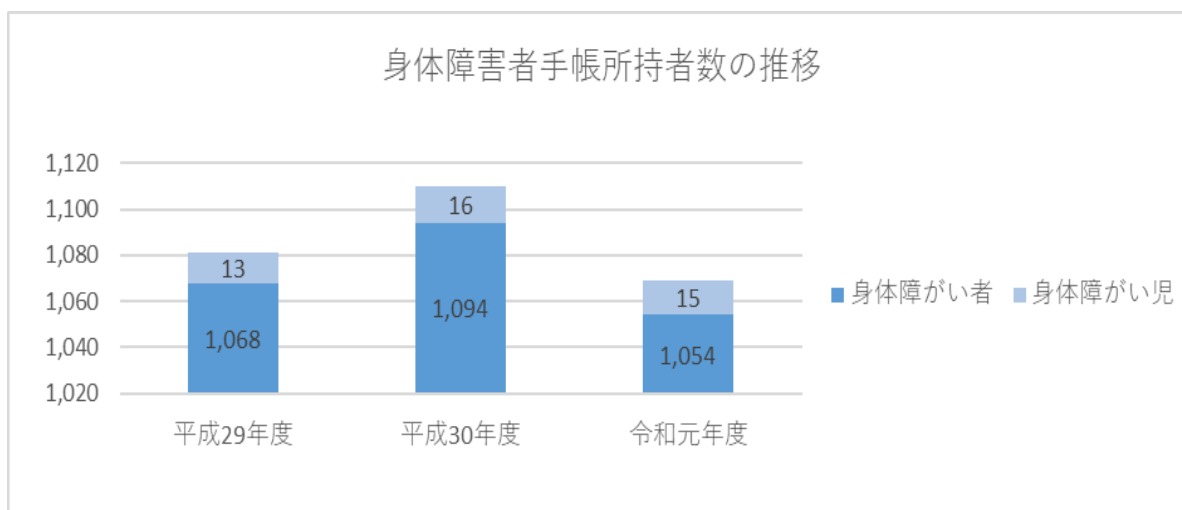
① 身体障害者手帳所持者数

本町における身体障害者手帳所持者数は、令和元年度末現在で、1,069 人（身体障がい者 1,054 人、身体障がい児 15 人）であり、減少傾向にあります。

【身体障害者手帳所持者数の年次推移】 各年度 3 月 31 日現在（単位：人）

年度区分	総数	身体障がい者	身体障がい児	新規交付者
平成 29 年度	1,081	1,068	13	92
平成 30 年度	1,110	1,094	16	70
令和元年度	1,069	1,054	15	63

資料：保健福祉課



② 障がいの種別

令和元年度末現在の障がい種別では、肢体障がい者が 503 人（47.1%）、内部障がい者が 384 人（35.9%）、聴覚障がい者が 111 人（10.4%）、視覚障がい者が 57 人（5.3%）となっており、肢体障がい者が全体の約半数を占めています。

【身体障害者手帳所持者の障がい種別】 各年度 3 月 31 日現在（単位：人）

年度区分	総数	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部
平成 29 年度	1,081	56	105	19	535	366
平成 30 年度	1,110	57	110	15	527	401
令和元年度	1,069	57	111	14	503	384

資料：保健福祉課

③ 障がいの程度

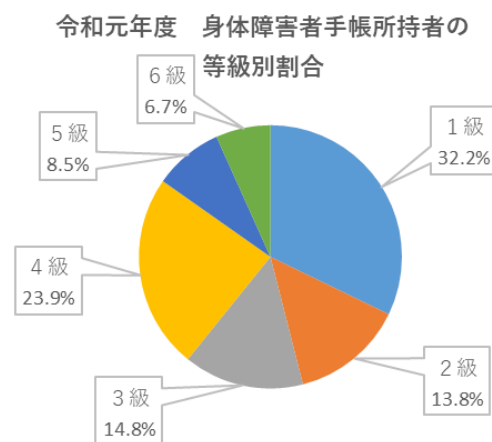
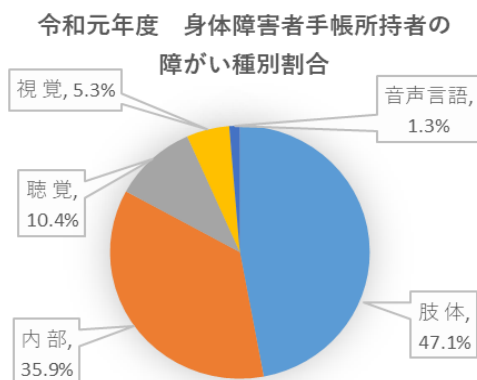
令和元年度末現在の障がい程度では、重度（1級、2級）障がい者が492人全体の46.0%とほぼ半数を占めています。

【身体障害者手帳所持者の等級別人数】

各年度3月31日現在(単位：人)

年度区分	総数	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成29年度	1,081	349	169	156	251	89	67
平成30年度	1,110	359	159	165	263	93	71
令和元年度	1,069	344	148	158	256	91	72

資料：保健福祉課



④ 障がい者の年齢

令和元年度末現在の年齢別では、65歳以上の高齢障がい者が812人全体の76.0%を占めており、18歳未満の身体障がい児は15人で全体の1.4%となっています。

【身体障がい者手帳所持者の年齢構成】

令和2年3月31日現在

区分	人数	比率(%)
18歳未満	15	1.4
18～64歳	242	22.6
65歳以上	812	76.0
総数	1,069	100.0

資料：保健福祉課

3 療育手帳所持者の状況

① 療育手帳所持者数

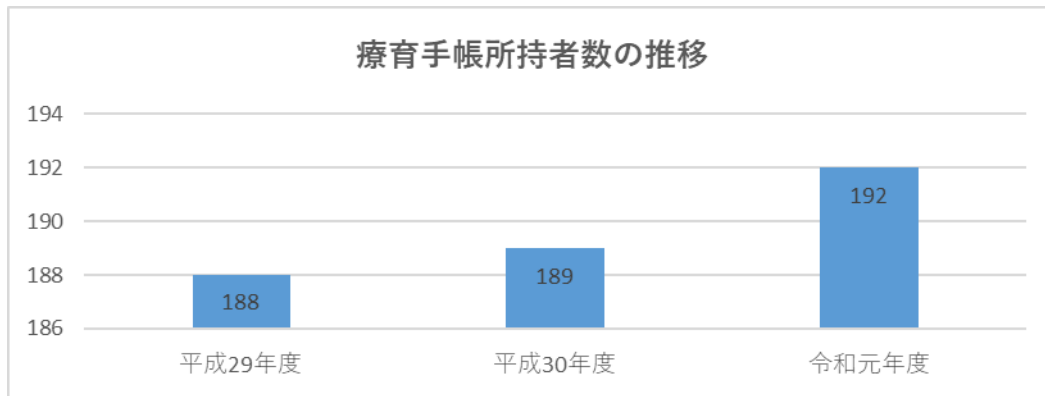
本町における療育手帳所持者数は令和元年度末現在で192名となっています。

【療育手帳所持者数の年次推移】

各年度 3 月 31 日現在 (単位 : 人)

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人 数	188	189	192

資料 : 保健福祉課



② 障がいの程度・障がい者の年齢

障がいの程度では、療育手帳 A（最重度・重度）の割合が 36.5%、療育手帳 B（中度・軽度）の割合が 63.5%となっています。

年齢別では、18 歳未満の知的障がい児が 24 人で全体の 12.5%、18 歳から 64 歳が 138 人で全体の 71.9%、65 歳以上が 30 人で全体の 15.6%を占めています。

【療育手帳所持者の等級別年齢別状況】

令和 2 年 3 月 31 日現在 (単位 : 人)

	総 数	18 歳未満	18 歳～64 歳	65 歳以上
療育手帳 A	70	7	56	7
療育手帳 B	122	17	82	23
計	192	24	138	30

資料 : 保健福祉課

4 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数と障がいの程度

本町における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在で 151 人となっており、1 級（重度）の障がい者が 40 人で全体の 26.4%となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別人数】

令和 2 年 3 月 31 日現在

等 級	総 数	1 級	2 級	3 級
人 数	151	40	70	41

資料 : 保健福祉課

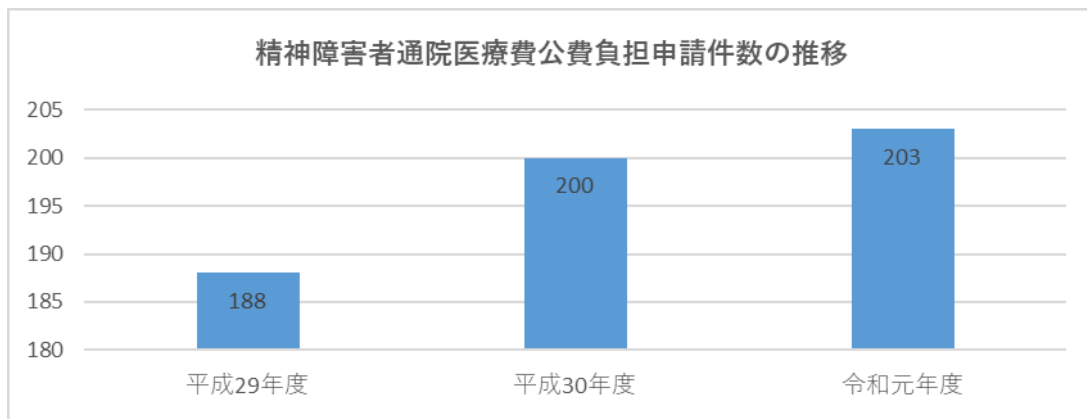
② 精神障害者通院医療費公費負担の状況

令和元年度における精神障害者通院医療費公費負担の申請（承認）件数は、203 件となっており、増加傾向にあります。

【精神障害者通院医療費公費負担申請（承認）件数		各年度 3 月 31 日現在	
年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
人 数	188 (22)	200 (35)	203 (24)

※（ ）の人数は、新規申請件数

資料：保健福祉課



5 医療給付の状況

障がいのある方の医療に係る負担の軽減を図るため、障がいの状況に応じて医療費の助成を行っています。

① 重度心身障害者医療費助成事業

重度障がいのある方（身体障がい：1～2 級、療育 A、精神 1 級など）に対して、自己負担額の一部を助成しています。

【重度心身障害者医療費助成状況】

（単位：件、人、円）

区分 年度	受給者証 交付件数	助成件数	助成総額	1 件あたりの 助成金額(※)
平成 29 年度	498	10, 712	46, 524, 968	93, 424
平成 30 年度	559	11, 005	50, 217, 950	89, 835
令和元年度	546	11, 013	50, 160, 378	91, 869

※小数点第 1 位を四捨五入

資料：税務町民課（決算報告書から抜粋）
（各年度 3 月 31 日現在）

② 自立支援医療（育成医療）の給付

身体に障がいのある子ども、または将来障がいが残ると認められる疾患がある子ども（18歳未満）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に治療効果が期待できる疾患に対して、治療した医療費の給付や医療費の自己負担額の軽減を行っています。

【育成医療の年度別給付状況】

（単位：人、円）

種類 年度	視覚	聴覚	言語音 声・そ しゃく	肢体不 自由	内部障がい		合計	給付額 (円)
					心臓	その他		
平成29年度	0	0	0	0	3	2	5	545,199
平成30年度	1	0	1	1	2	1	6	399,948
令和元年度	1	0	2	1	0	0	4	338,521

資料：保健福祉課
（各年度3月31日現在）

③ 自立支援医療（更生医療）の給付

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の人に対して、障がいの除去及び軽減に必要な医療費の給付と医療費の自己負担額の軽減を行っています。

【更生医療の年度別給付状況】

（単位：人、円）

種類 年度	言語音声・ そしゃく	内部障がい		その他	合計	給付額 (円)
		腎臓・心臓				
平成29年度	1	41		5	47	10,534,176
平成30年度	1	34		4	39	11,949,251
令和元年度	1	26		2	29	9,370,094

資料：保健福祉課
（各年度3月31日現在）

④ 自立支援医療（精神通院医療）の給付（再掲）

精神疾患の治療のため、医療機関に通院している人に対して、医療費の給付と医療費の自己負担額を軽減しています。医療費の給付は山形県が行っています。

【精神障害者通院医療費公費負担申請（承認）件数】

各年度3月31日現在

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人 数	188 (22)	200 (35)	203 (24)

※（）の人数は、新規申請件数

資料：保健福祉課

6 手当の支給状況

【特別児童扶養手当】

精神又は身体に、中・重度の障がいがある 20 歳未満の児童を扶養している人に、児童の福祉の増進を図ることを目的として、特別児童扶養手当を支給しています。手当の支給は山形県が行っています。

【特別児童扶養手当の対象児童数】

区分	年度	月額※	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	1 級	52,500	17	10	11
	2 級	34,970	35	27	23
	合計		52	37	34

※手当額は令和 2 年度額

資料：保健福祉課

7 障がい児の就学状況

町内から、町外の特別支援学校へ通学している児童・生徒数は横ばいの状況です。しかしながら、町内の特別支援学級の学級数及び児童・生徒数の総数は増加傾向にあります。

【特別支援学校在学者数】

各年 5 月 1 日現在 (単位：人)

	総数		盲学校		ろう学校		酒田特別支援学校		鶴岡養護学校	
	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部	小学部	中学部
平成 29 年	4	4					1	1	3	3
平成 30 年	4	3					1	1	3	2
令和元年	4	2					1	1	3	1

資料：教育委員会

【町内の小中学校特別支援学級の学級数及び在学者数】 各年 5 月 1 日現在 (単位：人)

	総数		小学校		中学校	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童数	学級数	生徒数
平成 29 年	16	33	13	27	3	6
平成 30 年	17	33	14	27	3	6
令和元年	23	45	15	25	8	20

資料：教育委員会

【通級による指導を受けている児童生徒数】 各年5月1日現在(単位:人)

	合計	小学校児童数	中学校生徒数
平成29年	12	12	0
平成30年	21	13	8
令和元年	18	13	5

資料:教育委員会

【就学猶予・免除者数】 各年5月1日現在(単位:人)

	合計	小学校児童数	中学校生徒数
平成29年	0	0	0
平成30年	0	0	0
令和元年	0	0	0

資料:教育委員会

8 障がい者の雇用状況

【鶴岡所管内(鶴岡市、三川町)の民間企業の障がい者雇用率】 各年6月1日現在

年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数 (カント)	雇用率			雇用数達成企業	
					鶴岡所	山形県	全国	企業数	達成割合
29	103	19,339.0	18,443.5	363.5	1.97	2.03	1.97	69	66.99%
30	113	19,906.5	18,994.5	371.0	1.95	2.06	2.05	67	59.29%
元	114	19,875.0	18,935.0	393.5	2.08	2.09	2.11	71	62.28%

資料:鶴岡公共職業安定所

【酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の民間企業の障がい者雇用率】 各年6月1日現在

年度	企業数	常用労働者数	基礎労働者数	障害者数 (カント)	雇用率			雇用数達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
29	109	16,633	15,616	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30	127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元	125	16,936	15,982	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%

資料:酒田公共職業安定所

備考 (1) 企業数は、法定雇用算定基礎労働者数が平成24年度までは56人以上、平成25年度からは50人以上の企業を計上。

(2) 基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数。

(3) 対象労働者は、平成22年度までは週の労働時間が30時間以上、平成23年度からは20時間以上から30時間未満を0.5人として加算。

第3章 第5期庄内町障がい福祉計画の進行管理表

第1節 障がい福祉サービスの支給決定・受給状況

本町で障害者総合支援法のサービスの支給決定数は534人となっており、うち実際にサービスを利用している受給者数は463人で、給付率は86.7%となっています。

令和2年7月末日現在

サービスの機能	サービスの種別	支給決定数	受給者数	給付率
居宅での介護	居宅介護	17人	7人	41.1%
	重度訪問介護	0人	0人	0.0%
	同行援護	5人	2人	40.0%
	行動援護	0人	0人	0.0%
	重度障害者包括支援	0人	0人	0.0%
日中活動支援	生活介護	56人	55人	98.2%
	自立訓練(機能訓練)	0人	0人	0.0%
	自立訓練(生活訓練)	5人	5人	100.0%
	就労移行支援	5人	5人	100.0%
	就労継続支援A型	11人	10人	90.9%
	就労継続支援B型	108人	104人	96.2%
	就労定着支援	4人	4人	100.0%
	療養介護	2人	2人	100.0%
短期入所支援	短期入所	55人	5人	9.0%
居宅支援	共同生活援助	30人	30人	100.0%
	施設入所支援	36人	36人	100.0%
相談支援	計画相談支援	198人	198人	100.0%
	地域移行支援	0人	0人	0.0%
	地域定着支援	0人	0人	0.0%
合計		534人	463人	86.7%

※支給決定者数は、一人で複数のサービスを利用されている場合もあるため、実人数とは異なります。

※支給決定者数は7月末現在で支給決定を受けている者、受給者数は7月に利用があった者。

第2節 第5期障がい福祉計画の進捗状況

第5期障がい福祉計画における成果目標に対する実績と、サービス見込み量に対する各年度の進捗状況は下記のとおりです。

【成果目標】

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

数値目標の設定

項目	数値	考え方	実績
現時点の入所者数(A)	34人	平成28年度末の施設入所者数	R元年度末実績 38人
令和2年度末の入所者数(B)	32人	令和2年度末時点の利用人員	36人
【目標値】 削減見込(A-B)	2人 5.8%	施設入所者の差引減少見込み数 (国の指針：減少率2%以上)	-2人 -5.8%
【目標値】 地域生活移行数	4人 11.7%	施設入所からグループホーム等 へ移行する者の数(国の指針：移 行率9%以上)	2人 5.7%

- 障がいをお持ちの方やその養育者であるご家族の高齢化により、年々施設入所者は増加しています。

令和元年度末時点の入所者数38人、令和2年度末の目標値32人に対し、実績見込み数は36人となっています。

また、若年層については、施設入所による支援によって、グループホーム等での生活が可能となっても移行先となるグループホーム数の不足により移行できる数は限られており、施設入所からグループホーム等へ移行する方の数は、令和2年度末の目標値4人に対し、実績見込み数は2人となっています。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方	現状または見込み数
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	令和2年度末の数	令和2年度において 圏域にて体制整備予定

- 町単独での協議会の設置は難しく、圏域での体制整備とします。

3 地域生活支援拠点の整備

項目	数値	考え方	現状または見込み数
地域生活支援拠点の整備	1箇所	令和2年度末の数	体制整備完了予定

- 令和元年度において、町、基幹相談支援センター及び町内事業所との検討会を開催し、体制整備についての合意は図られているため、今後、圏域の相談支援事業や協力施設との調整を図り、令和2年度末をもって体制整備を完了する予定となっています。

※地域生活支援拠点

障がいの重度化、障がい者の高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場所、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービスの提供体制の拠点

4 福祉施設から一般就労への移行等

数値目標の設定

項目	数値	考え方	実績
現在の年間一般就労移行者数（A）	2人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	R1年度末実績 4人
【目標値】令和2年度の一般就労移行者数（B）	3人	令和2年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数	6人
【増加率】（B）／（A）	1.5	国の指針：1.5倍以上とする	3.0
現在の就労移行支援支援事業の利用者数（C）	18人	平成28年度末の利用者数	7人
令和2年度末における就労移行支援事業利用者数（D）	22人	令和2年度末の利用者数	10人
【増加率】（D）－（C）／（C）	22.2%	国の指針：20%以上とする	-44.4%
就労定着支援による職場定着率	80.0%	支援開始1年後の利用者の職場定着率 国の指針：80%以上とする	80.0%

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて令和2年度中に一般就労に移行する者は7人と見込んでいます。目標の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とされており、当初見込み数の3倍となりました。

就労移行支援事業の利用者数については、令和2年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の20%以上増加することを目標としていたましたが、利用者が大幅に減少している状況です。

就労定着支援による職場定着率は、令和元年度末での利用者が4名となっており、利用者の職場定着に向け支援を行っているため、定着率については目標としている80%以上となる見込みです。

【指定障がい福祉サービス等の利用状況】

① 訪問系サービス

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援】

在宅の重度障がい者に対する訪問系サービスについては、居宅介護サービスの利用者の増加により利用実績は増加しています。同行援護については、サービス提供事業所が新たに事業を開始したことによりサービス利用が可能となり利用実績は増加となっています。

サービス種別		単 位		H30 年度 (実績)	R1 年度 (実績)	R2 年度 (見込み)
訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護	時間分/月	見込み量	39	39	43
			実績	60.3	64.4	124.8
		達成率		154.6%	165.1%	290.2%
	重度訪問介護	時間分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	同行援護	時間分/月	見込み量	0	0	20
			実績	9.5	12.5	18.5
		達成率		950%	1.250%	92.5%
	行動援護	時間分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	重度障害者包 括支援	時間分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

② 日中活動系サービス

【生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、療養介護、短期入所】

障がい者の生活能力の維持、向上を目指す自立訓練や、障がい者の一般就労への移行を目指す就労移行支援については、利用期間が原則2年間となっているため利用実績においては年度により変動があります。

個々に応じた働く場を提供をする就労継続支援などの日中活動系サービスについては、利用の増加が見られ、特に就労継続支援B型の新規利用が増加しています。

就労定着支援の事業開始により、一般就労を継続するための土台づくりとして効果的な支援を行うことができるようになりました。

また、自立訓練（生活訓練）の減少は、町内に生活介護事業所ができたことにより事業を移行したためと思われます。

生活介護の利用実績は、町内に事業所ができた事や障がい者の高齢化や重度化により年々増加傾向にあります。

円滑な地域生活を支える短期入所は、施設入所への待機として利用するケースもありますが、親亡き後の利用を見据えた体験的な利用などが見られるようになっていきます。

サービス種別		単 位		H30 年度 (実績)	R1 年度 (実績)	R2 年度 (見込み)
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	生活介護	人日分/月	見込み量	960	980	1,000
			実績	970.4	1011.3	1076.3
		達成率		101.1%	103.2%	107.6%
	自立訓練(機能 訓練)	人日分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	自立訓練(生活 訓練)	人日分/月	見込み量	106	115	123
			実績	161.5	170.5	58.3
		達成率		152.4%	148.3%	47.4%
	就労移行支援	人日分/月	見込み量	156	168	180
			実績	107.2	103.3	133.3
		達成率		68.7%	61.5%	74.1%
	就労継続支援 A型	人日分/月	見込み量	182	182	198
			実績	221.1	201.4	202.5
		達成率		121.5%	110.7%	102.3%
	就労継続支援 B型	人日分/月	見込み量	1,353	1,370	1,386
			実績	1427.9	1521	1733
		達成率		105.5%	111.0%	125.0%
就労定着支援	人分/月	見込み量	0	0	0	
		実績	0	4	4	
	達成率		0%	400%	400%	
療養介護	人分/月	見込み量	2	2	2	
		実績	2	2	2	
	達成率		100%	100%	100%	
短期入所	人日分/月	見込み量	45	54	63	
		実績	22.7	23.3	20.7	
	達成率		50.4%	43.1%	32.9%	

③居住系サービス

【共同生活援助、施設入所支援、自立生活援助】

地域生活移行を進めるうえで重要となる共同生活援助施設の利用は、保護者の高齢化などにより利用希望者は増加していますが、本町を含め近隣の市町村の事業所において空きがあまりない状況となっています。同様に施設入所支援についても、将来的には入所希望とされている状況となっていますが、必要な時に入所できるかは難しい状況にあります。

自立生活援助は、圏域に事業を行っている事業所がない状況となっています。

サービス種別		単 位		H30 年度 (実績)	R1 年度 (実績)	R2 年度 (見込み)
居 宅 系 サ ー ビ ス	共同生活援助 (共同生活介 護)	人分/月	見込み量	30	31	32
			実績	28	30	31
		達成率		93.3%	96.8%	96.9%
	施設入所支援	人分/月	見込み量	35	33	32
			実績	38	38	36
		達成率		108.6%	115.2%	112.5%
	自立生活援助	人分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

④相談支援

【計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

障がい福祉サービスの利用にあたり、個人の意向を尊重し、一人ひとりの状況に応じたサービス利用計画の作成及び見直しを行う計画相談支援は、サービス利用者全員が利用している状況です。制度改正等による、モニタリング期間の変更等により実績は増加しています。

また、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行を支援する地域移行支援や、地域生活を始めた方を支援する地域定着支援については利用の実績はありません。

サービス種別		単 位		H30 年度 (実績)	R1 年度 (実績)	R2 年度 (見込み)
相 談 支 援 サ ー ビ ス	計画相談支援	人分/月	見込み量	28	29	30
			実績	31.3	40.1	43.5
		達成率		111.8%	138.3%	145.0%
	地域移行支援	人分/月	見込み量	0	0	1
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%
	地域定着支援	人分/月	見込み量	0	0	0
			実績	0	0	0
		達成率		0.0%	0.0%	0.0%

第3節 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 実施した事業の内容

障害者自立支援法によるサービスは、全国一律で共通に提供される「障がい福祉サービス」と、地域の実情に応じて市町村が実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

地域生活支援事業は、障がい者等がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を実施するものです。

本町では、次の事業を効率的・効果的に実施することによって、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を図っています。

(1) 相談支援事業

専門の相談員を配置し、障がい者やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービス等の利用や情報等の提供、療育上の悩みや人間関係等のアドバイス、専門機関への紹介等を行っています。

地域自立支援協議会を設置し、相談支援の地域ネットワークを構築しています。

相談支援事業は、基幹相談支援センターとして、社会福祉協議会に委託して「庄内町障がい者相談支援センター」を設置し、相談支援専門員を複数名配置し事業を実施しています。

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分であり、かつ、身寄りのない認知症の高齢者、精神障がい者、知的障がい者等が、成年後見制度を利用するにあたり、その費用を負担することが困難な場合に町が助成を行うものです。

成年後見制度の利用が必要と見込まれる方は数名いますが、現在の利用は1名のみとなっています。

(3) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図っています。

利用者は固定しており、回数は年度によりばらつきがあります。登録している手話通訳支援者の中で実質的に派遣対応できる人は限られており、人員確保が課題となっています。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者が自立した日常生活を送るために必要な用具の給付又は貸与、住宅改修費の助成を行っています。

在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具は年度により申請件数にばらつきがあります。排泄管理支援用具は、新規申請がある一方で死亡により給付が終了するケースもあり、見込み量を下回る年が続いています。年々支給する用具の種類は多様化してきています。

(5) 移動支援事業

障がい者等の社会活動の参加及び自立生活の促進を図ることを目的に、個別支援型事業及び車両移送型事業を行っています。

現在は、個別支援型事業を行っている事業所がなく、車両移送型事業の実施のみとなっています。

(6) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者等を対象として、創作的活動や交流の場を提供し、生きがいづくりや仲間づくりを通して、社会参加の促進を図っています。

町内の事業所（ドレミファ、ひまわり園）に事業を委託し、障がい福祉サービス利用開始までの活動場所、生活リズムの調整の場としての利用も増えており、今後も利用者は増加傾向になると予想されます。

(7) その他の事業

① 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供することによって、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

土日だけでなく長期休暇中の利用など、ニーズは多様化しており、利用者も増加傾向にあります。

② 自動車改造助成事業

身体障がい者の就労等社会参加を促進するため、障がい者自ら又は介護者が運転する自動車の改造に対して支援します。

申請は年度によりばらつきがある状況となっています。申請のない年度もあり、近隣市町村の状況も確認しながら、事業継続の可否について検討が必要となっています。

③ 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、音声訳により町の広報「しょうない」等を定期的に提供しています。

利用者は固定しており、年々減少しています。音声テープを返却する際にポストに投函する必要があり、利用者のほとんどが視覚障害者ということで、支援者のいない利用者が返却に苦勞するという声があり、検討が必要となっています。

2 地域生活支援事業の利用状況

事業名	単位	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
(1) 相談支援事業				
相談支援事業	箇所	見込み量	2	2
		実績	2	2
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター	有無	見込み量	有	有
		実績	有	有
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
(2) 成年後見制度利用支援事業	件	見込み量	1	1
		実績	1	0
	達成率	100.0%	0.0%	0.0%
(3) 意思疎通支援事業	回	見込み量	5	5
		実績	6	4

	達成率	120.0%	80.0%	20.0%	
(4) 日常生活用具給付等事業					
① 介護・訓練支援用具	件	見込み量	1	1	1
		実績	0	5	1
	達成率		0.0%	500.0%	100.0%
② 自立生活支援用具	件	見込み量	5	5	5
		実績	2	5	2
	達成率		40.0%	100.0%	40.0%
③ 在宅療養等支援用具	件	見込み量	6	6	6
		実績	3	1	2
	達成率		50.0%	16.7%	33.3%
④ 情報・意思疎通支援用具	件	見込み量	5	5	5
		実績	5	2	2
	達成率		100.0%	40.0%	40.0%
⑤ 排泄管理支援用具	件	見込み量	110	110	110
		実績	104	85	93
	達成率		94.5%	77.2%	84.5%
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	見込み量	1	1	1
		実績	0	1	1
	達成率		0.0%	100.0%	100.0%
(5) 移動支援事業	時間	見込み量	50	50	50
		実績	8.5	159.5	444.5
	達成率		17.0%	319.0%	889.0%
(6) 地域活動支援センター	人	見込み量	10	15	20
		実績	10	11	15
	達成率		100.0%	73.3%	75.0%
(7) 日中一時支援事業	人	見込み量	15	20	20
		実績	10	11	9
	達成率		66.7%	55.0%	45.0%
(8) 自動車改造助成事業	件	見込み量	1	1	1
		実績	4	0	2
	達成率		400.0%	0.0%	200.0%
(9) 声の広報発行事業	人	見込み量	15	15	15
		実績	13	12	12
	達成率		86.7%	80.0%	80.0%

※地域活動支援センターの実績は体験利用者を含む。

第4章 第6期障がい福祉計画の成果目標

第1節 福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和5年度末における施設入所者の地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

当該数値目標の設定に当たっては、令和元年度末の施設入所者の6%以上が地域生活に移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

また、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から、1.6%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

項目	数値	考え方
現時点の施設入所者数(A)	38人	令和元年度末時点の施設入所者数
令和5年度末の施設入所者数(B)	37人	令和5年度末時点の施設入所利用人員
地域生活移行者数(C) 〔地域生活移行率〕(C)／(A)	3人 7.9%	令和元年度末時点の施設入所者のうち、令和5年度末までにグループホーム等へ移行するものの数 (国の指針：6%以上)
削減見込(A-B) 〔減少率〕((A)-(B))／(A)	1人 2.63%	差引減少見込み数 (国の指針：1.6%以上)

第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による圏域における協議の場において検討することとします。

また、国の基本指針における目標設定は山形県において設定することとされているため、本町においての目標設定はありませんが、精神障がいのある方が地域で安心して暮らせるよう切れ目のない支援を行えるよう体制整備を図ります。

第3節 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えて、必要な機能を有した地域生活支援拠点の整備を進め、その機能の充実・強化のため、運用上の検証、検討を図ります。

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点の整備	1箇所	令和5年度末の数 (令和2年度末をもって整備予定)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	2回/年	令和5年度末における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数

第4節 福祉施設から一般就労への移行等

令和5年度末までに、福祉施設の利用者のうち、一般就労する者を令和元年度の就労者数の1.27倍以上とすることとし、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、概ね1.23倍以上を目指すという目標が設定されました。

また、就労定着支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することと、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることが新たな目標に設定されました。

項目	数値	考え方
現在の年間一般就労移行者数(A)	2人	令和元年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数(B)	5人	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数
【増加率】(B) / (A)	2.5倍	国の指針：1.27倍以上とする
現在の就労移行支援支援事業利用者の年間一般就労移行者数(C)	2人	就労移行支援事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労移行支援支援事業利用者の年間一般就労移行者数(D)	3人	就労移行支援事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行した者の数
【増加率】(D) / (C)	1.5倍	国の指針：1.30倍以上とする
現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(E)	0人	移行継続支援A型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(F)	1人	移行継続支援A型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行した者の数
【増加率】(F) / (E)	—	国の指針：概ね1.26倍以上とする

現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数（G）	0人	移行継続支援B型事業利用者のうち、令和元年度中に一般就労に移行した者の数
目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数（H）	1人	移行継続支援B型事業利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行した者の数
【増加率】（H）／（G）	—	国の指針：概ね1.23倍以上とする
現在の年間一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数	2人	平成31年4月から令和元年9月の間に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数
	2人	上記のうち、就労定着支援事業を利用した人数
目標年度の年間一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業利用者の割合	7割	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者（就労移行後6月以上経過した者に限る。）のうち、就労定着支援事業を利用している者の割合 国の指針：7割以上とする

第5節 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保を図ります。

項目	内容
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	町単独で基幹相談支援センターを設置し、体制を整備済み

第6節 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【新たな項目】

令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築に努めます。

第5章 障がい福祉サービスの見込み量及び確保のための方策

障がい福祉サービス及び相談支援事業の種類ごとの必要なサービス量について、利用実績や利用意向などの地域の実情を踏まえ、各年度における見込み量を設定しその確保に努めます。

(1) 訪問系サービス

【サービス概要】

事業名	内 容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介護など、日常生活上の支援を行うサービス
重度訪問介護	常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ食事などの介助や外出時の移動支援などを総合的に行うサービス
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービス
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービス
重度障害者包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービス

【見込み量】

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間分/月	102	115	115
	人/月	16	18	18
重度訪問介護	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
同行援護	時間分/月	12	12	12
	人/月	2	2	2
行動援護	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

【見込み量確保の方策】

訪問系サービスは、在宅での自立した生活を支えるためのサービスであり多様なニーズが想定されます。今後も利用者の増加が見込まれるため、サービスの提供体制の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めながら利用促進を図ります。

(2) 日中活動系サービス

【サービス概要】

事業名	内 容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービス
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス
自立訓練(生活訓練)	
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援A型	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービス
就労継続支援B型	
就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した人に対し、就労に伴う環境変化による生活面の課題を支援するサービス
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理その他必要な支援を提供するサービス
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、食事・排せつ・入浴などを提供するサービス

【見込み量】

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分/月	1,114	1,158	1,204
	人/月	54	56	58
自立訓練(機能訓練)	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日分/月	106	115	123
	人/月	11	11	11
就労移行支援	人日分/月	144	144	144
	人/月	7	7	7
就労継続支援A型	人日分/月	220	220	220
	人/月	10	10	10
就労継続支援B型	人日分/月	1,750	1,820	1,890
	人/月	100	104	108
就労定着支援	人/月	4	4	4
療養介護	人/月	2	2	2
短期入所	人日分/月	25	25	25
	人/月	5	5	5

【見込み量確保の方策】

生活介護及び就労継続支援B型のサービスは利用希望が高く、今後も増加が見込まれます。町内においては、新規事業所が開設され、障がいをお持ちの方が利用する事業所の選択肢が増えました。今後も希望するサービスが適切に利用できるよう、事業所等と調整を図っていきます。

就労定着支援事業は、事業所の開設によりサービス利用が可能となったことから、今後も一般就労した方が、職場に定着できるよう事業の提供体制を確保します。

短期入所については、緊急時の対応や介護者のレスパイトとしての機能も有していることから、利用を希望する時に利用できるようサービス基盤の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

【サービス概要】

事業名	内 容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービス
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者(児)に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービス
自立生活援助	施設入所又はグループホームに入居していた人や精神科病院等を退院した人が自宅で安心した生活を送れるよう支援するサービス

【見込み量】

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分/月	31	32	33
施設入所支援	人分/月	37	36	37
自立生活援助	人分/月	0	0	0

【見込み量確保の方策】

入所施設等から地域生活への移行を進めるためには、地域における居住の場としてのグループホームを中心とした住まいを確保することが重要です。グループホームの需要は高く、本町や近隣市町村において新たな事業所の開設が望まれます。

施設入所支援に関しては、現在、入所されている方の現況把握に努め、真に入所を必要とする方の入所を支援していきます。

自立生活援助は、地域移行を推進するうえで必要なサービスであるため提供体制の整備に努めます。

(4) 相談支援

【サービス概要】

事業名	内 容
計画相談支援	障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して、必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービス
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行うサービス
地域定着支援	居宅において、単身のために地域生活が不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性により生じる地域生活における課題について相談や訪問等を行うサービス

【見込み量】

種 類		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分/月	48	50	52
地域移行支援	人分/月	0	0	1
地域定着支援	人分/月	0	0	0

【見込み量確保の方策】

計画相談支援は、現在は町内外の事業所を利用することでサービス量を確保していますが、サービスの利用者は今後も増加が見込まれるため、一人ひとりの状況に応じたサービス利用計画の作成及び見直しが行われるよう指定相談支援事業者との連携を図ります。

また、地域移行支援は、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の方が地域生活を始める上で重要なサービスのひとつであり、退所または退院した方や地域生活が不安定な方が地域生活を継続する上で重要なサービスである地域定着支援とあわせて、サービスが提供できるよう、相談支援事業所等と支援体制の整備と充実を図ります。

※サービスの見込み量の単位について

「時間分」⇒「月間の利用人数」に、「一人1か月当たりの平均利用時間」を乗じた得られた数値
「人日分」⇒「月間の利用人数」に「一人1か月当たりの平均利用日数」を乗じて得られた数値

例えば、1か月の間に5人の利用者が平均20日のサービスの提供を受けたときは、 $5人 \times 20日 = 100人日$ となります。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

第1節 実施する事業の内容

障害者総合支援法によるサービスは、全国一律で共通に提供される「障がい福祉サービス」と、地域の実情に応じて市町村が実施する「地域生活支援事業」に大別されます。

地域生活支援事業は、障がい者等がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により事業を実施するものです。法律上実施しなければならない必須事業と、地域の実情に応じて実施することができる任意事業があり、必須事業には、障がい者が自立した日常生活や社会生活を支える上で重要なサービスが位置づけられています。

本町では、これまで実施してきた事業の実績やニーズ等を踏まえ、以下の事業を効率的・効果的に実施することにより、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現を図ります。

【必須事業】

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいをお持ちの方が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいをお持ちの方への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 相談支援事業

専門の相談員を配置し、障がい者やその家族からの相談に応じ、障がい福祉サービスの利用や情報の提供、療育上の悩みや人間関係の悩み等へのアドバイス、専門機関への紹介等を行います。

相談支援事業の、地域における中核的な役割を担う機関として設置された基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、成年後見制度利用支援事業や虐待対応などの権利擁護、地域移行・定着支援に向けた取組み、地域自立支援協議会の運営などの機能強化を図り相談支援事業を推進します。

(3) 成年後見制度利用支援事業

この制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、補助を受けなければ利用が困難であると認められるものに支援します。

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して手話通訳者等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

(5) 日常生活用具給付等事業

重度障がい者が自立した日常生活を送るために必要な用具の給付又は貸与、住宅改修費の助成、点字図書の給付を行います。

(6) 移動支援事業

視力障がい者等屋外での移動が困難な障がい者に対してガイドヘルパーを派遣し、外出のための支援を行います。

障がい児が利用する学校等から福祉サービス事業所までの送迎に対する支援をします。

(7) 地域活動支援センター事業

在宅の障がい者等を対象として、創作的活動や交流の場を提供し、生きがいつくりや仲間づくりを通して、社会参加の促進を図ります。また、身体機能強化事業の実施を検討します。

【任意事業】

(8) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を提供することによって、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。

(9) 自動車改造助成事業

身体障がい者の就労等社会参加を促進するため、障がい者自ら又は介護者が運転する自動車の改造に対して支援します。

(10) 声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、音声訳により町の広報「しょうない」議会報「こんにちは庄内町議会です」を定期的に提供します。

第2節 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び見込み量

事業名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	実施に関する考え方
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	研修会や啓発パンフレットの配布等
(2) 相談支援事業				
相談支援事業	2箇所	2箇所	2箇所	指定相談支援事業者への委託
基幹相談支援センター ※ 設置の有無を記載	有	有	有	指定相談支援事業者への委託
(3) 成年後見制度利用支援事業	1件	2件	2件	制度の申立費用、後見人等の報酬を助成する
(4) 意思疎通支援事業	3回	3回	3回	手話通訳者・要約筆記者への依頼

(5) 日常生活用具給付等事業							
① 介護・訓練支援用具	2件	2件	2件	日常生活用具の給付			
② 自立生活支援用具	3件	3件	3件	〃			
③ 在宅療養等支援用具	3件	3件	3件	〃			
④ 情報・意思疎通支援用具	3件	3件	3件	〃			
⑤ 排泄管理支援用具	95件	95件	95件	〃			
⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	1件	1件	1件	住宅改修費の助成			
(6) 移動支援事業 ※左欄に、実利用見込み者、 右欄に延べ利用見込み時 間を記載。	5	450	5	450	5	450	指定事業者への委託
(7) 地域活動支援センター	15人	18人	20人	〃			
(8) 日中一時支援事業	10人	12人	15人	〃			
(9) 自動車改造助成事業	1件	1件	1件	自動車改造費の助成			
(10) 声の広報発行事業	12人	12人	12人	指定事業者への委託			

第3節 必要な見込み量の確保のための方策

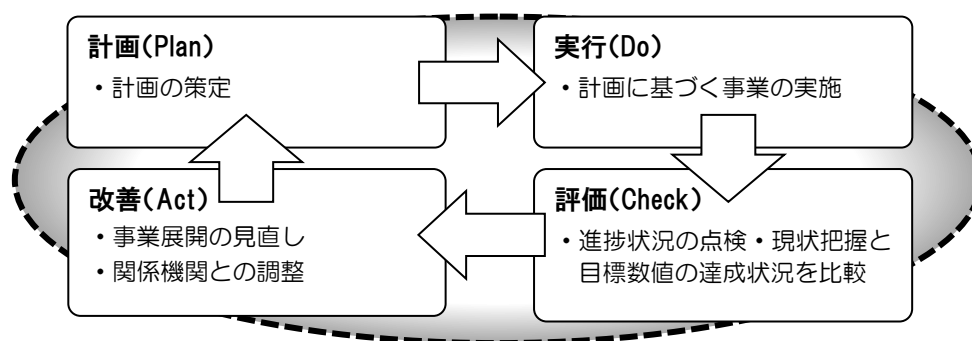
- (1) 障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域において、自立した日常生活または社会生活を営むためには、適切な障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、各種ニーズに対応する相談支援体制の充実が欠かせないものとなります。関係機関との連携を強化し、ニーズに応じた適切な福祉サービスの利用援助ができるよう、相談支援体制の整備を図ります。
- (2) 「成年後見制度利用支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「自動車改造助成事業」などについては、必要とされる方への事業の周知に努めます。

第7章 計画の進行管理

第1節 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況の確認・評価を行いながら計画を推進するとともに、令和5年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を行っていくものとします。

毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルの構築に努めます。



第2節 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果指針に関しては、国の示した基本指針を踏まえ、「第6期庄内町障がい福祉計画」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その進捗を成果目標と合わせて定期的に評価していきます。

第3節 計画の普及・啓発

本計画については、広報等での普及・啓発を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障がいへの理解、計画の普及・啓発を行います。

第2期庄内町障がい児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

この計画は、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応する支援の充実を図るため「市町村障がい児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、障がい児施策について、「第2期庄内町障がい児福祉計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

「第2期庄内町障がい児福祉計画」は、国の定める基本指針に基づき、障がい児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくため、令和5年度末までの障がい児福祉に関する成果目標を設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス量を見込み、必要なサービスの提供体制を確保し、障がい児施策を推進する取組みを定めるものです。

また、様々な分野の取組みを総合的、一体的に進めるため策定された「第2次庄内町総合計画」を踏まえつつ、「第3期庄内町障がい者計画」や「庄内町子ども・子育て支援事業計画」など共通の基本理念をもつ各分野の関連する個別計画との整合性を図りながら策定するものです。

国の基本指針

第一 障がい福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

第二 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標

五 障がい児支援の提供体制の整備等

1 児童発達支援センターの設置

2 保育所等訪問支援を利用できる体制の整備

3 主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

4 医療的ケア児支援のための協議の場の設置

5 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

※「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（抜粋・要約）

第3節 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間とします。

なお、計画の実効性を確保する観点から、定期的に計画の達成状況を調査、分析及び評価することとされており、サービスの見込量については、毎年度、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画の変更等を行うこととします。

第 2 章 第 1 期庄内町障がい児福祉計画の進行管理表

第 1 節 児童福祉法による障がい児サービスの支給決定・受給状況

本町で児童福祉法のサービスの支給決定数は 26 人となっており、すべての方が実際にサービスを利用しています。

令和 2 年 7 月末日現在

サービスの機能	サービスの種別	支給決定数	受給者数	給付率
障がい児支援	児童発達支援	5 人	3 人	60.0%
	放課後等デイサービス	20 人	18 人	90.0%
	保育所等訪問支援	1 人	0 人	0.0%
	医療型児童発達支援	0 人	0 人	0.0%
	居宅訪問型児童発達支援	0 人	0 人	0.0%
	障害児相談支援	26 人	26 人	100.0%

※支給決定者数は、一人で複数のサービスを利用されている場合もあるため、実人数とは異なります。

※支給決定者数は 7 月末現在で支給決定を受けている者、受給者数は 7 月に利用があった者。

第 2 節 第 1 期障がい児福祉計画の進捗状況

第 1 期障がい児福祉計画における数値目標に対する実績と、サービスの見込み量に対する各年度の進捗状況は下記のとおりです。

(1) 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターの設置について、令和元年度において関係各課での話し合いを重ね、本町における体制整備の必要性を確認しました。令和 2 年度は、庁内会議を開催し、障がい児の支援体制の整備に向けた具体的な取り組み等について検討しました。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

児童発達支援センターの設置に先駆けて、保育所等訪問支援実施のための人材の育成を図り、早期の事業実施を進め、町内の保育所や幼稚園、小学校や放課後児童健全育成事業（学童保育）等、育ちの場での支援に協力できる体制を構築していくこととしています。

(3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、引き続き圏域における支援体制の整備をすすめる必要があります。

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

町単独での協議会の設置は難しく、庄内圏域での協議の場の設置としました。

(5) 児童福祉による障がい児支援

【児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援】

障がい児のサービスは児童福祉法に基づくもので、障害児通所支援として、地域における身近な療育支援を行う「児童発達支援」、医療が必要な場合の「医療型児童発達支援」、就学した障がい児が放課後や長期休暇の間に療育支援を受ける「放課後等デイサービス」、障がいを持つ乳幼児が保育所等を利用する場合に保育園や幼稚園等を訪問し関わり方や課題などの相談に対応する「保育所等訪問支援」があります。

また、医療的ケア児の支援体制としてのサービスも制度化されましたが、現在のところ利用見込みはありません。医療的ケア児に対するコーディネーターについては、令和2年度に町保健師が研修を受講した事により、今後調整が必要となった場合は関係機関と連携し支援していくこととします。

早期療育に取り組んだことにより児童発達支援のサービス利用は定着してきています。現在は、酒田市はまなし学園への通所利用も確保されており、必要な支援を利用することができています。

また、放課後等デイサービスは、令和2年度において就学により児童発達支援事業からの移行者の増加に伴い、利用実績がほぼ見込みどおりとなりました。

保育所等訪問は、児童発達支援センターである酒田市はまなし学園の児童発達支援事業を利用した障がい児が利用している状況となっています。

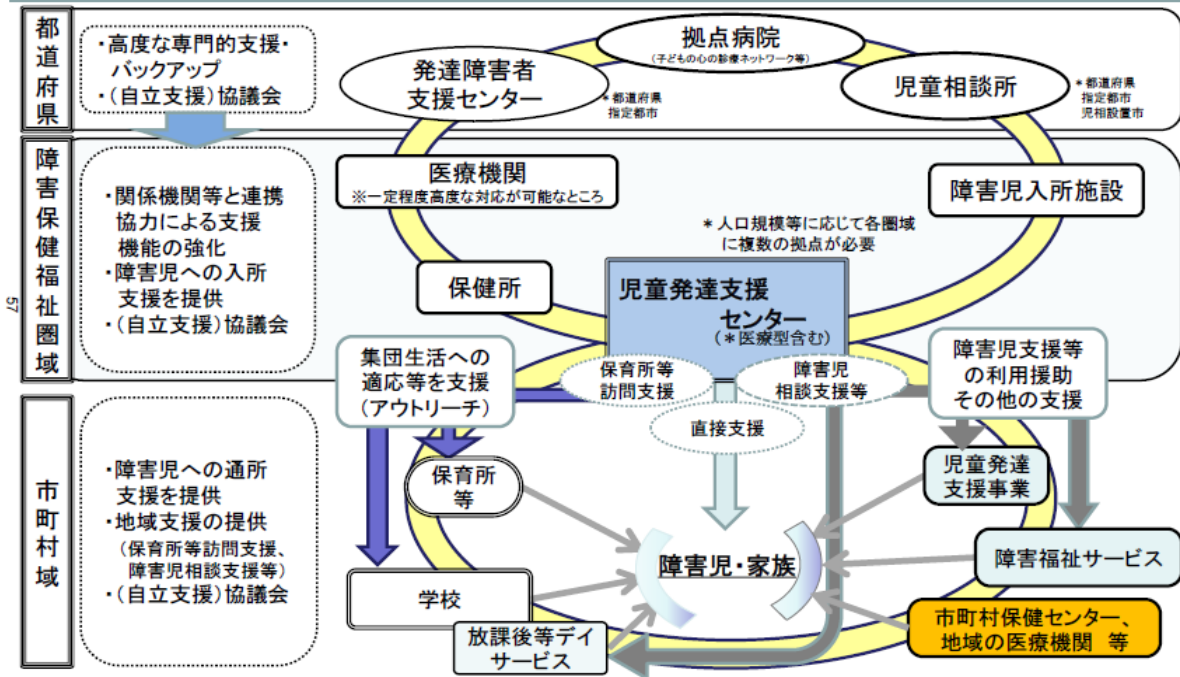
障がい児の相談支援は、サービス利用者全員が利用していますが、障がい児の計画を行う事業所が不足している状況です。

サービス種別	単 位		H30 年度 (実績)	R1 年度 (実績)	R2 年度 (見込み)
障がい児通所支援等	児童発達支援	人日分/月	見込み量	68	68
			実績	57.8	52.3
		達成率	67.2%	76.9%	65.6%
	放課後等デイサービス	人日分/月	見込み量	204	216
			実績	185.3	189.7
		達成率	90.8%	87.8%	100.7%
	保育所等訪問支援	人日分/月	見込み量	2	2
			実績	0	5.3
		達成率	0%	265%	100%
	医療型児童発達支援	人日分/月	見込み量	0	0
実績			0	0	
達成率		0.0%	0.0%	0.0%	
居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	見込み量	0	0	
		実績	0	0	
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%	
障害児相談支援	人分/月	見込み量	2	2	
		実績	4.8	6.1	
	達成率	240%	305%	305%	
医療的ケア児に対するコーディネーター配置人数	人	見込み量	0	0	
		実績	0	0	
	達成率	0%	0%	0%	

障害児の地域支援体制の整備の方向性のイメージ

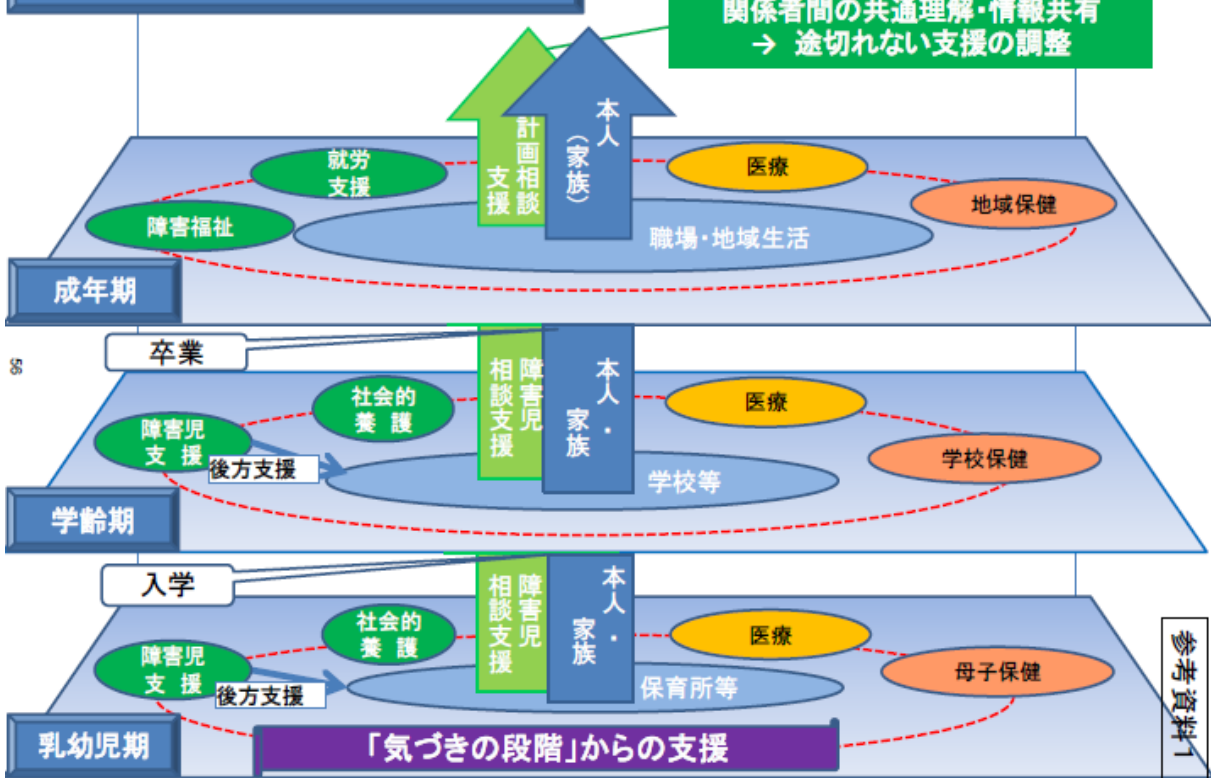
障害児支援の在り方に関する検討会
報告書(平成26年7月)の参考資料

各地域の実情に応じて、関係機関の役割分担を明確にし、重層的な支援体制を構築する必要。



地域における「縦横連携」のイメージ

障害児支援の在り方に関する検討会
報告書(平成26年7月)の参考資料



第3章 第2期障がい児福祉計画の成果目標

障がい児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で早期に提供できる体制の構築を図るための目標値を国の指針に基づいて設定します。

第1節 児童発達支援センター※の設置

障がい児への重層的な支援を提供するため、地域における中核的な療育支援機関として、令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上児童発達支援センターを設置することを目標とし、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業を実施し、障がい児のライフステージに沿って関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供を図ります。

なお、数値目標は国の指針となっているため、本町においては同等の役割を果たせるように子ども・子育て支援施策に関係する子育て応援課及び教育課等と連携し、本町における障がい児の支援拠点の体制整備を進めます。

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	1箇所	令和5年度末の数 (圏域または町で1箇所確保)

児童発達支援の整備の考え方

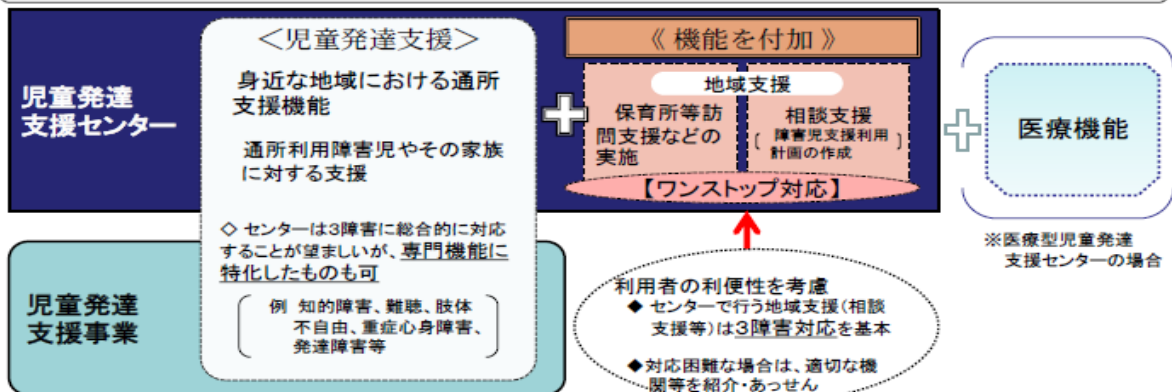
(平成23年10月31日障害保健福祉関係主管課長会議で示した資料)

(法) 児童発達支援は、

①児童福祉施設と定義される「児童発達支援センター」
②それ以外の「児童発達支援事業」
の2類型

○ センターと事業の違い

- センター、事業どちらも、通所利用障害児やその家族に対する支援を行うことは「共通」とし、
 - ・「センター」は、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設
 - ・「事業」は、専ら利用障害児やその家族に対する支援を行う身近な療育の場



※児童発達支援センター

主に未就学の障がいのある子ども、またはその可能性のある子どもに対し、個々の障がいの状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援をおこなう地域における中核的な療育支援機関として、児童発達支援、保育所等訪問支援や障害児相談支援、地域生活支援事業における巡回支援専門員整備や障がい児等療育支援事業等を実施します。

第2節 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を実施し、町内の保育所や幼稚園、小学校や放課後児童健全育成事業（学童保育）等の育ちの場での支援に協力できる体制を各市町村又は圏域に少なくとも1か所構築することにより、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

項目	数値	考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	令和5年度末の数 (圏域または町で1箇所確保)

保育所等訪問支援の概要

○事業の概要

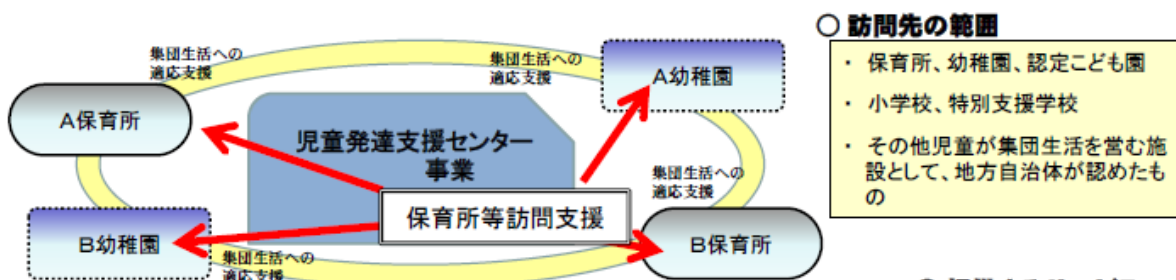
・保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児
*「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断
*発達障害児、その他の気になる児童を対象

個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要



- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
 - ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じた専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。

第3節 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

重症心身障がい児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制を整備していきます。

項目	数値	考え方
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1箇所	令和5年度末の数 (町または圏域で1箇所確保)

第4節 医療的ケア児に対する協議の場の設置及び

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケア児※が、身近な地域で必要な支援が受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設け、関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的かつ包括的な支援体制を構築します。

また、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、支援を適切に行える人材を養成するとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

項目	数値	考え方		
医療的ケア児への適切な支援に向け、保健、医療、障がい福祉等関係機関が連携を図るための協議の場の設置	1箇所	令和5年度末の数 (圏域で1箇所設置済)		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	人数(実)	1名	2名	2名

※ 医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養(食事のためのチューブを胃に通す)などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのあるお子さんを指しています。

第4章 障がい児福祉サービスの見込み量及び確保のための方策

障がい児通所支援及び障がい児相談支援の種類ごとの必要なサービス量について、障がい児通所支援等の利用実績やサービスの利用意向など地域の実情を踏まえ、各年度における見込みを設定します。

【サービスの概要】（児童福祉法によるサービス）

事業名	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターに等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流促進などの支援を行うサービス
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援その他必要な支援を行うサービス
医療型児童等訪問支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練）を行うサービス
障害児相談支援	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護・日常生活の指導や知識技能の付与を行うサービス

【見込み量】

事業名	単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分/月	69	69	80
	人/月	8	8	10
放課後等デイサービス	人日分/月	243	270	297
	人/月	18	20	22
保育所等訪問支援	人日分/月	4	4	8
	人/月	2	2	4
医療型児童発達支援	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

居宅訪問型児童発達支援	人日分/月	0	0	0
	人/月	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	7	8	8

【見込み量確保の方策】

児童発達支援、放課後等デイサービスについては需要の増加が見込まれるため、関係機関と連携し、サービス提供事業所の確保やサービスの充実に努めます。

また、保育所等訪問支援は、子どもたちが在籍する集団（保育・教育等）において、障がい特性に合わせた適切な支援を受けられるように、サービスの提供基盤の充実や提供体制の確保を推進していきます。

医療的ケア児や重症心身障がい児が利用する医療型児童発達支援や居宅訪問型児童発達支援については、利用実績の見込みは現在のところありませんが、利用者のニーズを把握した場合には、サービスの提供が確保できるよう圏域において関係事業所と調整を図ります。

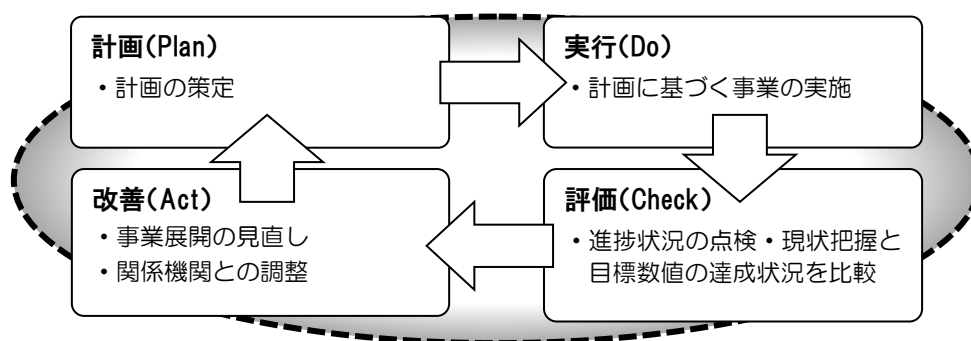
障害児相談支援は、障がい児通所サービスの利用拡大に伴い増加が見込まれており、これまで同様、町内外の事業所を利用することにより提供体制を確保し、利用者に対する適切なサービス利用計画の作成やモニタリング等が実施されるよう努めます。

第5章 計画の進行管理

第1節 点検及び評価体制

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携を図りながら、進捗状況を確認、評価を行いながら計画を推進するとともに、令和5年度末の目標値として設定した項目についての達成状況を点検・評価する機会を設け、その結果に基づき、必要な対策を講じていくものとします。

毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルの構築に努めます。



第2節 成果目標と活動指標について

① 成果目標

成果指針に関しては、国の示した基本指針を踏まえ、「第2期庄内町障がい児福祉計画」に掲げる目標値を成果目標とし、サービス体系の整備を行います。

② 活動指標

活動指標は、成果目標等を達成するためにサービスの必要量の見込を評価の指標として設定するもので、その進捗を成果目標と合わせて定期的に評価していきます。

第3節 計画の普及・啓発

本計画については、広報等での普及・啓発を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが、福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、様々な地域活動を通じて障がいへの理解、計画の普及・啓発を行います。

資料

町内障がい福祉事業所一覧（順序不同）

経営主体	事業所名	所在地	電話番号	サービスの種類
社会福祉法人 庄内町社会福 祉協議会	介護センターほほえ み	〒999-7781 庄内町余目字大塚 1-2	45-0585	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
	障害者多機能型施設 ひまわり園	〒999-7781 庄内町余目字猿田 36-3	42-0318	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援 自立訓練(生活訓練) 生活介護 地域活動支援センター
	庄内町障害者相談支 援センター	〒999-7781 庄内町余目字町 132-1 庄内町役場B棟3階 (庄内町福祉総合相談 センター内)	42-2232	一般相談
(株)ニチイ学館	ニチイケアセンター あまるめ	〒999-7781 庄内町余目字上梵天塚 90-2 シューハイム 103号	25-0215	居宅介護 重度訪問介護
(株)翔陽会	ドレミファグループ ホーム (ドレミファ、じょ んだのハウス)	〒999-7782 庄内町松陽 3-1-4	42-2455	共同生活援助
	就労施設みなみ	〒999-7727 庄内町南野字西野 8-1	28-8905	就労移行支援 就労継続支援B型 自立訓練(生活訓練)
	生活介護支援施設 あーす	〒999-7781 庄内町余目字沢田 113- 1	28-9655	生活介護
	ドレミファ ショートステイ事業 所	〒999-7782 庄内町松陽 3-1-4	42-2455	短期入所
	ドレミファ放課後等 デイサービス・児童 発達支援事業所	〒999-7782 庄内町松陽 3-1-4	42-2455	児童発達支援 放課後等デイサービス
	ドレミファひがし放 課後等デイサービ ス・児童発達支援事 業所	〒999-7727 庄内町南野字西野 8-1	28-8905	児童発達支援 放課後等デイサービス
	ドレミファ相談事業 所	〒999-7782 庄内町松陽 3-1-4	42-2455	計画相談 (指定特定・指定障害児) 地域相談 (地域移行支援・地域定着支援)
	福祉施設ドレミファ	〒999-7782 庄内町松陽 3-1-4	42-2455	地域活動支援センター 日中一時支援
	(株)まごころ	結夢家	〒999-7781 庄内町余目字猿田 20- 47	42-0758
(株)クリアス	T e T o T e o	〒999-7781 庄内町余目字館之内 73-20	31-9261	就労継続支援B型

庄内町保健医療福祉推進委員会委員名簿

選 出 区 分	役 職 名	委員氏名
医師会、歯科医師会等 医療関係団体の代表者	酒田地区医師会十全堂代表 医師	菅原 源也
	鶴岡地区歯科医師会代表 歯科医師	齋藤 学
保健所、福祉事務所等 関係行政機関の代表者	庄内総合支庁 地域保健福祉課長	相田 健治
地区組織の代表者	庄内町自治会長会代表	横山 時雄
	庄内町民生委員・児童委員協議会 会長	秋庭 道雄
	庄内町老人クラブ連合会 副会長	青塚 玲子
	庄内町企業同友会 副会長	庄司 武晴
	庄内町社会福祉協議会 会長	齋藤 君夫
学 識 経 験 者	東北公益文科大学 准教授	鎌田 剛
	元保健福祉課長	水尾 良孝
公募により選任された者	元病院看護師	成澤 かほる
	子育て支援NPO法人スタッフ兼在宅ワーカー	鈴木 愛
健康体力づくり関係団体 の代表者	庄内町食生活改善推進協議会 会長	工藤 むつ子
	庄内町総合型スポーツクラブユメっち*わくわくクラブ クラブマネージャー	高橋 大輔

任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日

計画策定の主な経過

年 月 日	内 容
令和2年6月18日	第1回保健医療福祉推進委員会 策定の概要説明
令和2年10月	アンケート調査の実施
令和2年10月1日	第2回保健医療福祉推進委員会 計画諮問
令和2年12月24日	第3回保健医療福祉推進委員会 計画審議
令和3年1月12日	第4回保健医療福祉推進委員会（書面決議）
令和3年1月14日	計画答申
令和3年1月15日 ～ 令和3年2月10日	庄内町障がい者計画・庄内町障がい福祉計画・庄内町障害福祉計画（原案）を町ホームページに掲載などによる、パブリックコメントを実施し、町民の意見を募集
令和3年3月	計画完成
令和3年3月～	町民へ周知

庄内町障がい福祉計画（第6期）
庄内町障がい児福祉計画（第2期）

令和3年3月

編集発行 庄内町保健福祉課

TEL 0234-42-0149

FAX 0234-42-0894